

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年2月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2300282 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 2300020 号

第 1 結論

昭和 62 年*月から平成 2 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年*月から平成 2 年 3 月まで

私は、請求期間当時、大学生であり A 市に住んでいたが、住民票は実家のある B 町 (現在は、C 市) に置いてあったので、国民年金の加入手続については、20 歳になった昭和 62 年*月頃に、同町役場で母親が行ってくれた。保険料については、納付書が届いた時期に母親が役場内の D 銀行出張所の窓口又は E 農業協同組合 (現在は、F 農業協同組合) G 支所の窓口に行き、1 年分の保険料をまとめて納付してくれていたはずである。

母親からは、弟が学生であった期間についても、私と同様に保険料はきちんと納付してあると聞いているので、請求期間の納付記録がないことに納得ができない。調査して記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、自身の国民年金について、20 歳になった昭和 62 年*月頃に母親が B 町役場で加入手続を行い、保険料についても、納付書が届いた時期に母親が役場内の D 銀行出張所の窓口又は E 農業協同組合 G 支所の窓口に行き、1 年分の保険料をまとめて納付してくれた旨陳述しており、母親も請求者と同様の陳述をしている。

しかしながら、国民年金の加入手続は、制度上、被保険者の住所地の市区町村で行うこととされているところ、請求者が大学生の頃居住していたとする A 市によると、請求者は、昭和 61 年 4 月 5 日から平成 2 年 3 月 9 日まで住所を定めていたと回答しており、C 市の住民票及び戸籍の附票によると、請求者が B 町に住所を定めたのは、平成 2 年 3 月 10 日であることが確認できることを踏まえると、請求者の主張する時期 (昭和 62 年*月頃) に母親が B 町で加入手続を行い、請求期間の保険料を納付していたとは推認し難い。

また、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成9年1月に、当時、加入していた厚生年金保険に係る記号番号を用いて付番されていることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求者に対して納付書が発行されることはなく、母親は請求期間に係る保険料を納付していなかったものと考えられる。

さらに、A市及びC市は、いずれも請求者に係る国民年金の記録はない旨回答している上、母親が請求期間の保険料を納付したとするD銀行及びF農業協同組合は、いずれも請求期間に係る領収済通知書等の保管はない旨回答していることから保険料納付について確認することができない。

加えて、請求者は、弟が学生であった期間についても、自身と同様に保険料はきちんと納付してあると母親からは聞いている旨陳述しているが、母親が保管している弟の資料を確認しても、請求者に係る請求期間の保険料が納付されていたとする事情までは見いだせない上、請求者は、上述のとおり請求期間において国民年金に未加入であり、学生は制度上、平成3年3月まで国民年金の任意加入対象者（平成3年4月からは強制加入対象者）であったため、請求期間当時は、加入義務まではなかったことも踏まえると、請求者の陳述をもって、請求期間の保険料が納付されていたと推認する事情を導き出すことができない。

このほか、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300281号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300091号

第1 結論

請求者のA社(平成14年1月*日に、B社と合併し解散)及びB社(請求期間後に組織変更、合併及び解散を経て、現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年3月10日から平成15年7月1日まで

私は、請求期間について、A社及びB社の正社員として、派遣先のD社に勤務しており、源泉徴収票において社会保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険の記録がないので、年金記録の訂正をしてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)(平成9年分から平成13年分の支払者は、A社、平成14年分の支払者は、B社)及び入社年月日(1997年3月10日)が記載された社員証並びに公共職業安定所から提出された雇用保険の記録で確認できる離職年月日(平成15年3月19日)により、請求者は、請求期間のうち平成9年3月10日から平成15年3月19日までの期間において、A社及びB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できず、B社は、平成9年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社及びB社の関連会社であったE社は、平成9年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になり、その後、平成14年3月12日にB社に名称変更していることが確認できるものの、請求期間にB社及びE社において、厚生年金保険被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号を確認しても、請求者の氏名はなく、連番になっており、欠番もない。

さらに、商業登記簿謄本によると、A社は、平成14年1月*日にB社との合併により解散し、B社は、平成16年7月*日にF社に組織変更され、その後も合併及び解散を経て、令和5年7月*日にC社に合併されていることが確認でき

るところ、請求期間当時の事業主は既に亡くなっている上、請求期間当時の役員に照会したものの回答が得られず、C社G営業所の責任者は、資料を保管していないことから請求者に係る届出及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答及び陳述している。

加えて、上述の源泉徴収票によると、A社及びB社に係る各年の社会保険料等の金額は、平成9年分は13万円、平成10年分は10万9,600円、平成12年分は31万5,000円、平成14年分は39万5,613円と記載されていることが確認できるものの、当該社会保険料等の金額は、各年の給与・賞与の支払金額から試算した社会保険料とかい離している上、平成11年分及び平成13年分は0円と記載されていることが確認できる。

また、請求者が請求期間直後に就職したとするH社の平成15年分源泉徴収票によると、前職分として給与(128万3,175円)及び社会保険料(8,894円)が記載されていることが確認できるところ、当該社会保険料の金額は、概ね雇用保険料と一致する。

さらに、請求者は、会社から健康保険被保険者証を受け取っておらず、医療機関の受診及び買い物等については、会社の人が行及び支払をし、給与から当該費用を控除されていたが、給与明細書は保管していない旨回答及び陳述していることから厚生年金保険料控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。